

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先) 京都府知事		2006年 9月 14日			
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)			
奈良市鶴舞東町2-16		サンクス京阪奈株式会社 代表取締役 岡田 正弘 電話 0742 - 44 -			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項 (第18条第2項、第18条第3項) の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	コンビニエンスストア サンクスの京都・奈良・滋賀府県のフランチャイズ事業及び店舗経営				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成18年4月 ~ 平成19年3月				
基本方針	取扱商品増加に伴う銃器の増設などによるCO2排出量の増加要因を、省エネ機器の導入・空調機器の温度設定の徹底・啓蒙活動等によりカバーし、平成17年度1店舗当たりのCO2排出量の削減を目指す。				
推進体制	認証取得済のISO14001推進体制の中で上記取り組みを推進する。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18~19	店舗	新店建設時、店舗改装時に省エネ機器を導入し、電気使用量を削減する。		
	18~19	店舗	空調機器の温度設定を当社ガイドラインに従い適正に運用し、電気使用量を削減する。		
	18~19	店舗	電灯電力使用削減の啓蒙活動として、電気スイッチに啓蒙プレートを添付し、不用時の消灯に取り組み、電気使用量を削減する。		
	18~19	店舗	店舗に内部環境監査を実施し、運用状況の確認及び未実施項目への是正指導を徹底して行う事で、啓蒙活動の推進を図る。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績) (平成17) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	目標年度 (計画) (平成19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (計画) (%)	
	A 事業所等排出区分	3,002 t	3,202 t	6.7%	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 t	*2 t	6.7%	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画)			
		取組量等 (二酸化炭素換算 (t))			
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t		
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t		
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kWh (熱供給量) GJ	(削減量) t		
	グリーン電力の購入	(購入量) kWh	(削減量) t		
	削減量等合計		*3 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1	基準年度 (実績) 3,002 t	目標年度 (計画) (*2)-(*3) 3,202 t	削減率 (計画) 6.7%	
特記事項	当社は「サークルKサンクス」とは別会社で、サークルKとサンクスが合併する以前からサンクスの京都・奈良・滋賀3府県限定の店舗展開を生業としているエリアフランチャイジーです。事務所は奈良市にあります。商品の輸送車両は全てサークルKサンクスの車両をでまかになっております。 削減計画は6.2%の増加を試算しておりますが、1店舗あたりでは約3%の削減予定です。平成17年度電気使用量 7,942 t ÷ 52.5店舗 (店当り155,723kwh) 平成19年度予測 8,471 t ÷ 56店舗 (151,273kwh)				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。